# 三木町立白山小学校いじめ防止基本方針

#### はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な発達及び人格の形成に重大な影響を及ぼすとともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

そこで、本校においては、「三木町いじめ防止基本方針」を受け、「三木町立白山小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等の対策を推進する。

#### いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

# 第1 いじめ防止等に向けた基本的な方針

# 1 いじめ防止基本方針の策定

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子どもにも起こり得るものであり、いじめ問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、いじめの防止等について組織的に取り組むため、「三木町立白山小学校いじめ防止基本方針」を策定する。またいじめの防止等の対策のための中核となる組織(以下「いじめ防止対策委員会」という。)を設置する。

### 2 いじめの未然防止

児童一人ひとりが認められ、安心して学校生活を送り、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくり、学校づくりに努める。また、全校児童がいじめを自分たちの問題として考え、いじめをしない、許さない、見過ごさない集団づくりに努める。

# 3 いじめの早期発見

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す些細な変化を見逃 さないよう努めるとともに、報告・連絡・相談により教職員間で情報を共有する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があること、いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われる場合もあることを認識する。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、児童が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するよう努める。

# 4 いじめへの早期対応

いじめ問題を発見した場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ丁寧な対応に努める。また、全教職員の理解の下、町教育委員会や保護者、関係機関、専門家等と連携して組織的に対応する。いじめの解決に向けて、被害児童を守り通す指導をするとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。

# 5 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、ただちに町教育委員会に報告し、事実関係を明確にする調査等、適切に対処するとともに、再発防止に努める。

# 6 教職員の指導力の向上

全教職員の指導力向上を図るために校内研修を行う。

# 7 関係機関との連携

いじめに関係した児童やその保護者への支援や指導等が困難な場合には、関係機関 (警察、児童相談所、医療機関、法務局等)と適切に連携する。

# 第2 本校におけるいじめ防止等のための組織

# 1 いじめ防止対策委員会

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等を構成員に加える。また、運営に当たっては、いじめ防止対策の企画立案や事案対処等を多くの教職員が経験できるよう、構成を工夫・改善する。

#### 2 関係する組織

# (1) 生徒指導委員会

必要に応じてその都度開催する。生徒指導上の課題についての情報共有や指導 のあり方の話し合いを行う。構成員は、全教職員とする。

# (2) 終礼

毎週1回、各学年の気になる児童や生徒指導上の課題について、情報交換する。 構成員は、全教職員とする。

- O 三木町いじめ問題対策連絡協議会
- O 三木町教育委員会(三木町いじめ対策委員会)
- O 第三者委員会
- 高松東警察署、その他関係機関

重大事態の場合



白山小学校 いじめ防止対策委員会

校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、教育相談担当、学力進 路支援担当、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー等

必要に応じて





生徒指導委員会

終礼

# 第3 本校におけるいじめ防止等のための取組

### 1 いじめ防止の基本方針

### (1) 児童・保護者、関係機関等への説明

いじめ防止基本方針について、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようホームページに掲載する。また、入学時等に児童・保護者、関係機関等に説明する。

# (2) 学校評価による検証改善

いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、 評価結果を踏まえて、いじめの防止等の取組の改善を図る。その際、保護者、地域 住民、関係機関等の意見を聞くなど、具体的ないじめ防止等の対策に係る連携に努 める。いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、積極的にいじめを認知する ことによる適切な対応を肯定的に評価する。

# 2 いじめの未然防止

# (1) 児童の自尊感情を育む教育活動

いじめの防止や生命尊重等に向けて、道徳教育の充実と体験活動等の推進を行う。 また、日頃より「あいさつ運動」に積極的に取り組むとともに、毎月1回を「道徳 の日」とし、心と心のつながりの強化を図る。さらに、縦割り班の活動やペア学年 の交流活動を通して、多様で柔軟な人間関係づくりに努める。

教師一人ひとりがわかる授業を心がけ、「学びのスタンダード」「はぐくみ運動」 について共通理解・共通実践することで、学校生活や授業の中で、全ての児童が安心して活動し、自己有用感や成長を感じることができるよう努める。

#### (2) 児童の主体的な活動

学級活動や児童会等の特別活動において、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動を支援し、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる等、いじめを行うものや傍観者を生まない集団づくりに努める。特に、「人権月間」等の機会を捉えて、児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むよう指導する。

#### (3) 保護者や関係機関との連携

いじめ防止等に関する学校の取組について保護者への啓発に努めるともに、いじめの未然防止に向けて、PTAや関係機関と連携を図る。

### (4) インターネット等に関する指導

インターネット上のいじめが重大な人権損害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるなど、児童に対してパソコンや携帯等の情報モラル教育に関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

## (5) 特に配慮が必要な児童への対応

特に配慮が必要な児童について、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

### 3 いじめの早期発見

#### (1) 日常的な観察

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子どもにも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全教職員が、児童の様子を見守り、平素からしっかりと観察し、普段から積極的に声をかけることで、児童の日々の学校生活や友人関係等の実態把握に努める。

## (2) アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、年間4回、全児童を対象としたアンケート調査を 実施する。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、ま た、選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、組み合わせて実施する。

# (3) 情報共有

調査の結果や日常の実態把握を教職員相互で情報交換し、全教職員で共有する。

#### (4) 相談体制に係る情報の周知及び教育相談の実施

児童の悩みを積極的に受け止めるため、学校だよりや教育相談だより等により教育相談窓口等の周知を行い、スクールカウンセラーや教職員による教育相談を定期的に実施する。周知に当たっては、いじめの解決につながった事例を示すなど、児童に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。

# (5) 児童からの相談に対する迅速な対応

児童自らが SOS を発信することや、いじめについて教職員に報告することは、児童にとって多大な勇気を要することを理解し、教職員が迅速に対応するよう努める。

# (6) 保護者との信頼関係の構築

保護者が教職員に相談しやすい環境づくりに配慮し、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。

# 4 いじめへの早期対応

# (1) いじめを認知したときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止める。
- ・ いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、速やかにいじめに係る情報を報告・共有することで、学校の組織的な対応につなげる。
- ・ いじめ防止対策委員会で協議し、全教職員で適切な役割分担をし、速やかに双 方の児童に聴取し、事実関係を確認する。その際、周囲の児童からも聴取し、事 実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定する。
- ・ 各教職員は、対応方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- ・ 双方の保護者には、家庭訪問や電話連絡等を通して、対応や指導経過を報告したり、家庭での児童の様子を確認したりして、安心して相談できる信頼関係を築き、ともにいじめの解決に当たる。
- ・ 児童の個人情報の取扱いなど、プライバシーには十分留意して対応する。
- ・ 学校内だけでなく、町教委や保護者、関係機関、専門家等と連携して対応する。
- ・ いじめが犯罪行為として考えられる場合や児童の生命、心身又は財産に危険が 及ぶ可能性があるときは、学校警察連絡制度を利用し、速やかに警察に相談する。

#### (2) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・ 全教職員の共通理解のもと、いじめられた児童の心身の安全の確保を最優先し、 いじめられた児童を守り通す体制を徹底する。
- いじめられた児童の心の傷を癒すためにスクールカウンセラーや養護教諭と 連携をとり、指導を行う。また、いじめられた児童にとって信頼できる人と連携 し、児童に寄り添い支える体制をつくる。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

# (3) いじめた児童への指導又はその保護者への指導助言

- いじめた児童への指導に当たっては、当該児童の人格の成長を旨として、教育 的な配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・ 再発防止に向けて、スクールカウンセラー等との連携を図り、適切な支援や指 導を継続的に行う。
- ・ いじめた児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その 指導により十分な効果を上げることが困難な場合、いじめが犯罪行為として取り 扱われるべきものと考えられるときは、いじめられている児童を徹底して守り通 すという観点から、警察との連携による対応も含め毅然とした対応をとる。

# (4) 学級全体への指導

- 学級指導等を通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
- ・ いじめを見ていた傍観者の立場にいる児童に対しても、いじめている側と同様であるということを指導し、自分の問題として考えるよう指導する。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める。

#### (5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること(相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする)
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性を踏まえ、教職員は 当該いじめの被害児童や加害児童について、日常的に注意深く観察するよう努める。

# 5 重大事態への対処

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合等の重大事態を認知した場合は、速やかに三木町教育委員会への報告を行うとともに、必要な支援を受けながら事実関係を明確にするための調査を行う。

第三者委員会が設置された場合は、積極的な情報提供に努める。

### 6 教職員の指導力の向上

いじめは教職員が気付きにくい形で行われることの留意し、児童のわずかな変化を 敏感に感知できるよう、スクールカウンセラーを活用するなど、いじめ防止等につい ての職員研修を深め、適切な指導ができるよう教職員の資質能力の向上に努める。

附則 平成26年4月1日策定

令和 5年4月1日改訂

平成29年9月1日改訂

平成30年4月1日改訂

令和 4年4月1日改訂